

川崎市上下水道局週休２日制確保モデル工事試行実施要領（水道機械設備工事・水道電気設備工事編）

（目的）

第１条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取組として、上下水道局（以下「局」という。）において発注する請負工事（以下「工事」という。）の工事現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この要領において「実施期間」とは、工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等の作業を開始した日（以下「現場着手日」という。）から現場事務所の撤去、後片付け清掃等の作業が全て完了した日（以下「現場完成日」という。）までのうち、次に掲げる期間を除いた期間をいう。

（１）夏季休暇 ３日間

（２）年末年始 ６日間

（３）工場製作のみを実施している期間

（４）工事全体を一時中止している期間

（５）受注者の責めによらず現場作業等を行う場合において、監督員（川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和４７年水道局規程第２３号）第２条第３号に定めるものをいう。以下「監督員」という。）が対象外と認める期間

（６）現場着手日から現場完成日までのうち第１号から前号までに規定する期間を除いた日数を７で除したときの余りの期間

2 この要領において「現場閉所」とは、実施期間内において、1日を通して工事現場及び現場事務所における作業を行わないこと（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合又は降雨・降雪等による予定外の現場閉所を行う場合を含む。）をいう。

3 この要領において「週休2日制」とは、次に掲げるものとする。

（1）週単位の週休2日 月曜日から日曜日までを週とする実施期間内の全ての週において、土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）に現場閉所を行ったと認められることをいう。

（2）月単位の週休2日 実施期間内の全ての月において、その月の日数を現場閉所した日数で除した割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%以上と認められることをいう。

（3）通期の週休2日 実施期間において、現場閉所率が28.5%以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

（モデル工事の対象）

第3条 モデル工事の対象は、水道工事標準積算基準（機械設備工事及び電気設備工事に限る。）により局が発注する全ての工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事はこの限りでない。

（1）緊急工事（川崎市上下水道局緊急工事取扱要綱（平成18年5月31日18川水工管第73号）第2条に定めるものをいう。）

（2）社会的要因等により早期に完成が必要な工事

（3）施工時間や施工方法に制約がある工事

（4）その他発注者が週休2日制に馴染まないと認める工事

（モデル工事の発注方式）

第4条 モデル工事の発注方式は、次のいずれかによるものとする。

（1）週単位の週休2日Ⅰ型 受注者が、週単位の週休2日の取組について、

工事着手前に選択をし、その結果について監督員と協議する方式をいう。

この場合において、月単位の週休 2 日は必ず確保しなければならない。

- (2) 週単位の週休 2 日Ⅱ型 受注者が、週単位の週休 2 日及び月単位の週休 2 日の取組について、工事着手前に選択をし、その結果について監督員と協議する方式をいう。この場合において、通期の週休 2 日は必ず確保しなければならない。

(経費の補正)

第 5 条 モデル工事における当初設計額の経費については、別表に規定する係数を乗じて補正を行うものとする。

(モデル工事の実施)

第 6 条 受注者は、第 4 条に定める協議に基づき、施工計画書と併せて休日取得計画・実績書（第 1 号様式）（以下「取得計画・実績書」という。）及び週休 2 日制確保モデル工事实施（取下）届（第 2 号様式）（以下「週休 2 日制実施（取下）届」という。）を監督員に提出するものとし、実施期間において工事現場における週休 2 日制を確保しなければならない。

2 受注者の責めによらず土日に施工せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

3 実施期間内において、受注者は監督員と協議を行い、やむを得ない事由などによりモデル工事の実施が困難な状況であると認められる場合は、週休 2 日制実施（取下）届を、工事完成期限の 1 か月前までに監督員に提出し、モデル工事の実施を取りやめることができる。

(モデル工事の取組内容)

第 7 条 受注者は、週休 2 日制を事由として工期を変更することができない。

2 受注者は、毎月の現場閉所の実績を取得計画・実績書により翌月 7 日までに監督員に提出するものとする。

- 3 受注者は、現場完成日の属する月の現場閉所の実績を、取得計画・実績書により現場完成日の翌日までに監督員に提出するものとする。
- 4 受注者は、現場閉所の計画に変更が生じた場合は、変更内容を記載した取得計画・実績書を監督員に速やかに提出しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、天候等の軽微な計画の変更については、監督員と協議し、取得計画・実績書の提出を省略することができる。
- 6 受注者は、緊急対応のために作業を行う必要が生じたときその他監督員が相当と認めるときは、現場閉所日でも作業を行うことができる。この場合において、この作業は現場閉所日数には含めない。
- 7 受注者は、工事現場における公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示するものとして次に掲げる事項を記載したA3サイズ以上の大きさの看板を設置するものとする。

(1) 表題 週休2日制確保モデル工事

(2) 概要 建設業の労働環境を改善するため、週休2日制の確保に取り組むモデル工事であること。

(3) 発注者及び受注者の名称

(モデル工事の実施確認)

第8条 受注者は、作業日報及び安全教育・訓練等の記録資料の提示並びに取得計画・実績書の提出等により、モデル工事の実施について監督員の確認を受けるものとする。

- 2 受注者は、週休2日制の確保の取組が十分でないと認められる場合は、監督員と協力して要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- 3 監督員は、現場完成日後に、取得計画・実績書により現場閉所の達成状況を確認し、週休2日制の確保ができなかった場合又は第6条第3項の規定によりモデル工事の実施を取りやめた場合は、契約金額のうち第5条の規定に

基づき補正した額を減額して契約変更を行うものとする。

(モデル工事の工事成績評定への反映)

第9条 監督員は、前条において通期の週休2日以上の実績を確認した場合は、工事成績評定において1点を加点するものとする。

2 監督員は、前条において通期の週休2日以上の実績に達しなかった場合又は第6条第3項の規定によりモデル工事の実施を取りやめた場合であっても、工事成績評定において減点を行ってはならない。ただし、疑義が生じた場合はこの限りでない。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第 5 条、第 8 条関係）

補正係数

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
週単位の週休 2 日	1 . 0 2	1 . 0 2	1 . 0 3
月単位の週休 2 日	1 . 0 2	1 . 0 1	1 . 0 2
通期の週休 2 日	補正なし		

(第1号様式)

休日取得計画・実績書

発注者名			
工事件名			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
現場代理人			

凡例

実：工事実施予定日

除：要領第2条第1項（1）～（6）に該当する除外予定日

休：休日予定日

◆：工事施工日

○：休日取得日

一：要領第2条第1項（1）～（6）に該当する除外日

[illegible]

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 上下水道事業管理者

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

週休2日制確保モデル工事実施(取下)届

週休2日制確保モデル工事の実施について次のとおり申請します。

工事件名	
------	--

届出種類 (欄内の()に○を記入してください。)

発注方式	実施届/取下届
週単位の週休2日Ⅰ型	週単位の週休2日 実施届 ()
	月単位の週休2日 実施届 ()
	取下届 ()
週単位の週休2日Ⅱ型	週単位の週休2日 実施届 ()
	月単位の週休2日 実施届 ()
	通期の週休2日 実施届 ()
	取下届 ()

取下届の申請理由(実施できない理由)

理由を記載してください。